

## 四条金吾殿御返事（十六通の御文）

### ① 『煩惱即菩提御書』 （御書一一一六ページ）

文永九年五月、五十一歳の時、佐渡流罪中。

法華經の行者として、大難にあうことをむしろ喜びとし、法華經の行者として生き抜くことこそ成仏の道であると激励されている。

南無妙法蓮華經には一切の諸仏の智慧がおさまっているから最も深い法門であるとし、諸法実相・十如是の真如を顕現した法体

であると述べられ、次に、境智の二法、生死即涅槃、煩惱即菩提

の法門を説き、また今大難にあうのは過去の法華經誹謗の罪によると述べられている。最後に四条金吾が末法で法華經の行者となり、如来の使いとして、最後まで強盛な信心を貫き通していくよう激励されている。

### ② 『梵音声御書』 （御書一一一八ページ）

文永九年九月、五十一歳の時、佐渡流罪中。

金吾が母の三回忌追善供養のために、種々の御供養を佐渡まで届けたのに対するご返事。

国王の信仰・思想が一国の命運に多大な影響をもつことを示し、謗法が重なれば国が減ぶと述べられ、次に、仏の三十二相について説き、特に梵音声は一切經となり、特に法華經となって一切衆生を救うと説かれている。

### ③ 『此經難持御書』 （御書一一三六ページ）

文永十二年三月、五十四歳の時、身延から。

大聖人の法門を信ずれば現世安穩と聞いたが大難が雨の如く来るとの疑問に対し、難に値うのが当然だと心得て信仰していくようご指導されている。難信難解の經であるから持ち続けることは難しい、しかし大難に屈せず信心を続けるならば必ず成仏するとその原理を示されている。

### ④ 『法論心得御書』 （御書一一三九ページ）

建治元年七月、五十四歳の時、身延から。

金吾が他宗の僧と諸法実相の法門について法論したとの報告に対し、諸法実相の法門について述べられ、ついで法論に臨む時はあまり細部に立ち入らぬよう心得を説かれている。

### ⑤ 『衆生所遊楽御書』 （御書一一四三ページ）

建治二年六月、五十五歳の時、身延から。

厳しい迫害を受けている金吾に対し、最高の幸福とは南無妙法蓮華經と唱えることであるとして、世間の留難に負けず強盛の信心を貫いていくよう激励されている。

⑥ 『智人弘法抄』 (御書一一四八ページ)

建治二年九月、五十五歳の時、身延から。

金吾への迫害が激しくなり、越後へ領地替<sup>が</sup>えの内命<sup>が</sup>が下ったとの報告に対し、その対処の方法などを教えたもの。正法を弘めるのは智人であり、その弘法<sup>ぐほう</sup>を助けるのが檀那<sup>だんな</sup>である。今、大聖人は正法を弘める智人であり、金吾は大聖人の身命を支える檀那であるから、必ず諸天の守護があると激励されている。

⑦ 『八風抄』 (御書一一五〇ページ)

建治三年、五十六歳の時、身延から。

大聖人の指導に従い、領地替<sup>が</sup>えの命を受諾しなかつた金吾に対し、同僚の者から主君を軽んじているとの讒言<sup>ざんげん</sup>があり、金吾は更に苦境<sup>くわい</sup>に陥<sup>おち</sup>った。そのことを大聖人に報告し、更に訴訟<sup>そしやう</sup>について指導を受けたのに対するご返事。

賢人は、利<sup>うるおひ</sup>・衰<sup>おとろえ</sup>・毀<sup>やぶれ</sup>・誉<sup>ほまれ</sup>・称<sup>たたえ</sup>・譏<sup>そしり</sup>・苦<sup>くるしみ</sup>・楽<sup>たのしみ</sup>の八風におかされない者をいうとし、賢人は必ず諸天が守るのだから非道に主君を恨んだりせず、訴訟もしないようご指導されている。

⑧ 『不可惜所領事』 (御書一一六三ページ)

建治三年七月、五十六歳の時、身延から。

鎌倉の桑谷<sup>くわがやつ</sup>で竜象房と法論した三位房と金吾は、竜象房等から暴力で法座を乱したと讒奏<sup>ざんそう</sup>された、そのため主君の江間氏は金吾に法華經の信仰を捨てる起請文<sup>きしやうもん</sup>を書けとの詰問状<sup>きつもんじやう</sup>を下した、それに対し金吾は、たとえ所領を没収されても起請文は書かぬとの決意を大聖人に報告した。大聖人は金吾の不惜身命<sup>ふしやくしんみやう</sup>の決意を大変喜ばれ、主君の詰問状<sup>きつもんじやう</sup>に対する陳状<sup>ちんじやう</sup>一通を代作して与え、また同陳状の提出に際しての細かい注意を与えられている。

⑨ 『世雄御書』 告誡書 (御書一一六五ページ)

建治三年、五十六歳の時、身延から。

金吾は大聖人の指導通り陳状を留保し、主君江間氏は法華經を捨てる起請文だけで穏便に事件を収めようとした。金吾は断固として起請文を拒否し、その状況を大聖人に報告した。それに対し、大聖人は仏法は勝負であるとして、日本・中国への仏法流伝の歴史をひもとき、正法に背く者には必ず嚴罰があると確信を述べられ、更に生活に細心の注意を払うようご指導されている。

⑩ 『別名なし』 (御書一一七〇ページ)

建治三年、五十六歳の時、身延から。一切衆生の色心の留難を止めるのは南無妙法蓮華経だけであるとの深い法門が示されている。

⑪ 『源遠長流御書』 (御書一一八〇ページ)

弘安元年九月、五十七歳の時、身延から。種々の迫害を耐え抜いて、ついに主君の江間氏の許しを得て、所領も返されたとの金吾の報告に対する返書。大難に耐えて信仰を貫いた金吾は、成仏疑いなしと激励されている。

⑫ 『所領書』 (御書一一八三ページ)

弘安元年十月、五十七歳の時、身延から。金吾が主君から新たに三倍の領地を与えられたのに対し、大変喜ばれている。

⑬ 『石虎將軍御書』 (御書一一八五ページ)

弘安元年十月、五十七歳の時、身延から。大聖人の病を治して鎌倉へ帰った金吾からの報告と御供養に対する書。

一層心の守りを堅めて信心に励むよう激励されている。

⑭ 『法華経兵法事』 劍形書 (御書一一九二ページ)

弘安二年十月、五十八歳の時、身延から。金吾は出世を怨む者から生命をねらわれたが、無事にその難を避けることができた。その状況を報告したことに對するご返事。強盛の信力を出せば一切の敵を打ち破ることができるとして、どんな兵法よりも法華経の兵法を用いるようご指導されている。

⑮ 『別名なし』 (御書一一九三ページ)

弘安三年十月、五十九歳の時、身延から。金吾が殿岡から米を御供養したのに対するご返事。竜口の法難以来、常に大聖人を守り抜いてきた金吾の信心をほめ、更に罪障消滅のため信心に励むようご指導されている。

⑯ 『八日講御書』 (御書一一九八ページ)

弘安五年正月、六十一歳の時、身延から。新年の賀を述べられ、金吾が釈迦誕生の八日を祝う八日講を修することをほめられている。